

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年四月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパーク新見

所在地 新見市正田字橋ノ本四三三ノ六ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社サンディ

住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目七番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 三上 博

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社ジュンテンドー

午前九時から午後十時

(変更後)

株式会社ジュンテンドー

午前八時から午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

屋外平面駐車場

午前九時から午後十時まで

建物屋上駐車場

午前九時から午後十時まで

(変更後)

屋外平面駐車場

午前七時三十分から午後十時まで

建物屋上駐車場

午前七時三十分から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十八年四月十六日

二 届出年月日

平成二十八年四月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年四月二十六日から同年八月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び新見市産業部商業観光課